	もも、マンゴウ、モンビン、ユーゲニア・スティピタタ、ユーゲニア・リグストリナ、ユーゲニア・ルスクナティアナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実	するために適切と認められる方法による処理が行われること。
四十一　中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにきだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato mottle mosaic virus*に侵されていないことが特記されていること。

付表

一～四　（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一～三　（略）	（略）	（略）
四　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）	（略）
五　（略）	（略）	（略）

		（新設）
	（新設）	
（新設）		

付表

一～四　（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一～三　（略）	（略）	（略）
四　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）	（略）
五　（略）	（略）	（略）